

女川町町制施行100周年記念町民提案事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女川町町制施行100周年を記念し地域の活性化を図るため、女川町内に活動拠点を置く団体が自ら企画、実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において女川町町制施行100周年記念町民提案事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、女川町補助金等交付規則（平成8年女川町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 活動拠点が町内であること。
- (2) 構成員の半数以上が町内に居住している者であること。
- (3) 団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 町制施行100周年を記念して実施する事業。ただし、従前から実施している事業については、町制施行100周年を記念するために事業の内容を拡充した場合に限る。
- (2) 開催場所が町内である事業
- (3) 参加を希望する者が広く参加することができる事業
- (4) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施し、完了する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 町の品位を傷つけるもの
 - (2) 法令及び公序良俗に反するもの
 - (3) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
 - (4) 営利を目的とするもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたもの
- (補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）
補助率及び上限額は別表のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、女川町町制施行100周年記念町民提案事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 収支予算書（様式第3号）
- （3） 団体概要書（様式第4号）
- （4） 構成員名簿
- （5） 規約、会則又はこれに準ずるもの
- （6） その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1団体につき1回とする。

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、女川町町制施行100周年記念町民提案事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助対象事業の内容を変更するとき又は補助対象事業を中止するときは、女川町町制施行100周年記念町民提案事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、女川町町制施行100周年記念町民提案事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書は、女川町町制施行100周年記念町民提案事業補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）によるものとする。

2 前項に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1） 事業実施報告書（様式第9号）

- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 経費が確認できる領収書等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、女川町町制施行100周年記念町民提案事業補助金確定通知書(様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第10条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。
- 3 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、女川町町制施行100周年記念町民提案事業補助金精算(概算)払請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める行為があったとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付決定者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

費目	補助対象経費	補助率	上限額
報償費	講師、出演者等（補助団体の構成員を除く。）への報酬、謝礼等	4/5以内	50万円
旅費	講師、出演者等（補助団体の構成員を除く。）の交通費及び宿泊費		
需用費	消耗品費、材料費、チラシ及びポスターの印刷費等		
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、イベント保険料等		
委託料	会場設営費、音響照明業務費、会場警備等の外部事業者への委託費用		
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具リース料等		
その他	その他補助対象事業に必要な経費で町長が認める経費		

備考 補助金の額について、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。